

## 報道発表資料

### 「納税の猶予制度の特例」の適用状況（最終集計）

国税庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な納税者の方に対し、納税の猶予等の納税緩和措置を適切に適用していく方針としております。

令和2年4月30日に施行された「納税の猶予制度の特例」（特例猶予）について、猶予申請を許可した件数及び税額を取りまとめましたので、以下のとおりお知らせします。

#### ○ 特例猶予の適用状況

|                   | 適用状況     |              |
|-------------------|----------|--------------|
|                   | 件数       | 税額           |
| 令和2年4月～<br>令和3年2月 | 322,801件 | 1,517,647百万円 |

（注）1 令和3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象。納期限までに申請（税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含む。）され、令和3年3月31日までに許可したもの。

（注）2 既存の猶予制度の適用件数・税額は含まれていない。

#### （参 考）

平成30事務年度における猶予制度の適用状況（既存制度のうち申請によるもの。）

|         | 件数      | 税額        |
|---------|---------|-----------|
| 既存の猶予制度 | 41,871件 | 69,487百万円 |

（注）1 平成30事務年度は平成30年7月1日から令和元年6月末までである。

（注）2 職権による換価の猶予は除く。